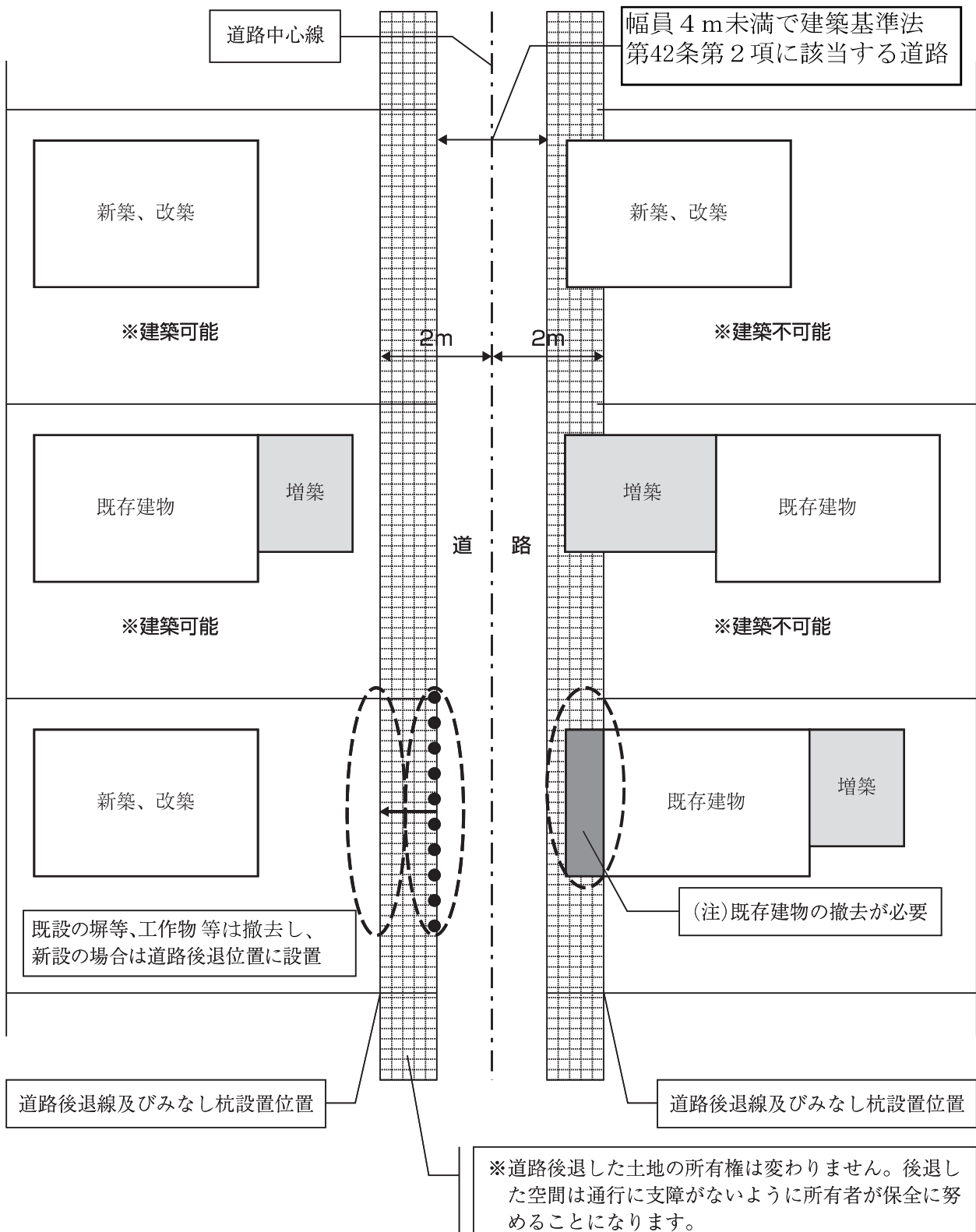


建築基準法第42条第2項該当する道路の取扱い（例）



※ 図面に示された道路沿線の敷地において新築、改築及び増築される場合は、道路後退部分の空間に建築行為は出来ません。また、通行に支障となる工作物等（門扉、塀等のことをいう。）の築造は出来ませんので道路後退線までの空間を除き敷地内において建築基準法を満足できる計画にしてください。